5　影響を受ける可能性のある本人への通知

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人に通知することとする。

なお、この通知は速やかに行うことが求められるため、必ずしも書面によることを要しない。

6　事実関係、再発防止策等の公表

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、公表することとする。

7　主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

債権回収会社は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、法務大臣（法務省大臣官房司法法制部審査監督課）に報告することとする。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告することとする。

第13　勧告、命令等についての考え方

法第34条の「勧告（同条第１項）」、「命令（同条第２項）」又は「緊急命令（同条第３項）」に関する各規定については、債権回収会社が本ガイドラインに沿って必要な措置を適切に講じたか否かについて判断の上、適用するものとする。すなわち、債権回収会社が、本ガイドラインの第４．２(2)から第９．４まで及び第９．７において「～ならない」と記載している規定に従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第２項の規定違反と判断され得る。

規定違反と判断され、実際に「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。

一方、本ガイドラインにおいて「～こととする」と記載している規定に従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第２項の規定違反とされることはないが、債権管理回収業分野における個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、債権回収会社においては、遵守に努めるものとする。

「命令」は、債権回収会社が「勧告」に従わない場合に直ちに発するものではなく、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに発する。

なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、法務大臣は、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行う。

「緊急命令」は、債権回収会社が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第１項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置を講ずる必要があると認めるときに、「勧告」することなく、直ちに発する。

なお、「命令」又は「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、法務大臣は、「命令」又は「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」又は「緊急命令」を発する。

当該期間中に措置がとられない場合は、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

第14　ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

人事異動

国土交通省

運輸審議会委員に任命する（三月二十日）
　（大臣官房建設流通政策審議官）　山田　謙子
復興庁に出向させる（三月三十日）
　国土交通事務官　吉田　光市
　（海難審判所長）　国土交通技官　西村　敏和
　（四国運輸局長）　同　澤山　健一
　（庄内空港出張所長）　同　宍戸　正幸
　（名瀬航空路監視レーダー事務所長）　同　上薗　和良
　（国土地理院北陸地方測量部長）　同　斎　益子
　（国土地理院沖縄支所長）　同　筒井　俊洋
　（東北地方整備局秋田港湾事務所長）　同　千葉　秀樹
　（関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長）　同　鳴下　由男
　（関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長）　同　谷口　英博
　（関東地方整備局品木ダム水質管理所長）　同　澤石　久巳
　（中部地方整備局営繕部長）　同　池杉　文昭
　（中部地方整備局名古屋港湾空港技術調査事務所長）　同　岡崎　稔彦
　（近畿地方整備局福知山河川国道事務所長）　同　野中　砂男
　（四国地方整備局大洲河川国道事務所長）　同　清家　基哉
　（九州地方整備局菊池川河川事務所長）　同　森田　昭廣
　（九州地方整備局大分川ダム工事事務所長）　同　坂山　敏二
　（北海道運輸局自動車交通部長）　大久保　隆春
　国土交通事務官　及川　公夫
　（北海道運輸局自動車技術安全部長）　西原　英二
　（北海道運輸局札幌運輸支局長）　滝沢　敦
　（北海道運輸局室蘭運輸支局長）　小林　剛
　（東北運輸局総務部長）　同　吉田　豊篤
　（東北運輸局自動車交通部長）　佐藤　幸彦
　（東北運輸局青森運輸支局長）　御木　崇
　（東北運輸局福島運輸支局長）　小池　清繁
　国土交通技官　今村　秀彦
　（関東運輸局海事振興部長）　国土交通事務官　荒川　和彦
　（関東運輸局海上安全環境部長）　国土交通技官　神高　秀人
　（東京航空局次長）　同　浦　志郎
　（稚内空港事務所長）　国土交通技官　中川　重敏也
　（九州運輸局福岡運輸支局長）　田中　慎一
　（九州運輸局海上安全環境部長）　田代　昭彦
　（九州運輸局自動車技術安全部長）　三浦　俊一
　（九州運輸局総務部長）　同　山口　茂樹
　（九州運輸局）　同　今西　照章
　（四国運輸局愛媛運輸支局長）　中川　幹雄
　（四国運輸局徳島運輸支局長）　谷岡　英俊
　（四国運輸局自動車交通部長）　今谷　三明
　（四国運輸局）　同　同
　（中国運輸局山口運輸支局長）　同　恵良
　（中国運輸局広島運輸支局長）　三原　利明
　（中国運輸局海事振興部長）　国土交通事務官　三村　修
　（中国運輸局自動車技術安全部）　国土交通技官　松山　生馬
　（中国運輸局）　同　同
　（中国運輸局総務部長）　国土交通技官　松本　勝
　（中国運輸局）　同　同
　（近畿運輸局奈良運輸支局長）　国土交通技官　松本　亘弘
　（近畿運輸局自動車監査指導部長）　同　深津　安郎
　（近畿運輸局総務部長）　同　加藤　真二
　国土交通事務官　小林　光良
　（中部運輸局総務部長）　国土交通技官　小林　勝吉
　（中部運輸局）　同　全部長）　国土交通技官　小林　裕二
　（中部運輸局岐阜運輸支局長）　同　自動車技術安全部　小林　哲博
　（中部運輸局愛知運輸支局長）　同　自動車交通部長）　小林　昇
　（北陸信越運輸局総務部長）　国土交通事務官　後藤
　（北陸信越運輸局自動車交通部長）　同